

# 磐田市監査基準

## 目次

第1章 一般基準（第1条—第9条）

第2章 実施基準（第10条—第22条）

第3章 雑則（第23条）

## 附則

第1章 一般基準

（目的）

第1条 この基準は、磐田市監査委員が行う監査、検査及び審査（以下「監査等」という。）並びにその他の行為の実施及び報告等に関して基本事項を定めることを目的とする。

（監査等及びその他の行為の目的）

第2条 監査等及びその他の行為の目的は、市の行財政運営について、健全性及び透明性の確保に寄与し、また、事務の管理及び執行等について、法令に適合し、正確で、経済的、効率的かつ効果的な実施を確保し、もって住民の福祉の増進と市政への信頼確保に資することである。

2 監査委員は、本基準に従って監査等を実施するものとし、自ら入手した証拠等に基づき意見等を形成し、結果に関する報告等を決定し、これを議会及び市長等に提出する。

（監査等の種類及び目的）

第3条 監査等の種類及びそれぞれの目的は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 財務監査 財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているか監査すること
- (2) 行政監査 事務の執行が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているか監査すること
- (3) 財政援助団体等監査 補助金、交付金、負担金等の財政的援助を与えている団体、出資している団体、借入金の元金又は利子の支払を保証している団体、信託の受託者及び公の施設の管理を行わせている団体の当該財政的援助等に係る出納その他の事務の執行が当該財政的援助等の目的に沿って行われているか監査すること
- (4) 例月出納検査 会計管理者等の現金の出納事務が正確に行われているか検査すること
- (5) 決算審査 決算その他関係書類が法令に適合し、かつ正確であるか審査すること

- (6) 基金運用審査 基金の運用の状況を示す書類の計数が正確であり、基金の運用が確実かつ効率的に行われているか審査すること
  - (7) 健全化判断比率等審査 健全化判断比率及び資金不足比率並びにそれらの算定の基礎となる事項を記載した書類が法令に適合し、かつ正確であるか審査すること
- 2 法令の規定により監査委員が行うこととされている監査等（前項に定めるものを除く。）及びその他の行為については、法令の規定に基づき、かつ、本基準の趣旨に鑑み、実施するものとする。

（倫理規範）

第4条 監査委員は、高潔な人格を維持し、誠実にかつ、本基準に則ってその職務を遂行するものとする。

- 2 監査委員は、常に、独立かつ客観的な立場で公正不偏の態度を保持し、正当な注意を払ってその職務を遂行するものとする。
- 3 監査委員は、職務上知り得た秘密を他に漏らし、又は他の目的に利用してはならない。その職を退いた後も同様とする。

（監査委員の責務）

第5条 監査委員は、地方公共団体の財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関し優れた識見を有することが求められ、その職務を遂行するため、自らの能力の向上と知識の蓄積を図り、研鑽に努めるものとする。

- 2 監査委員は、監査委員の事務を補助する職員を適切に監督し、指導するものとする。
- 3 監査委員は、監査委員の事務を補助する職員に対し、監査委員の職務が本基準に則って遂行されるよう、市の財務管理、事務の経営管理その他行政運営に関して、自らの能力の向上と知識の蓄積を図るよう研さんに努めさせるものとする。

（監査等の実施）

第6条 監査委員は、必要に応じて監査等の対象に係るリスク（組織目的の達成を阻害する要因をいう。以下同じ。）の内容及び程度を検討した上で、監査等を実施するものとする。なお、その場合のリスクの内容及び程度を検討に当たっては、必要に応じて内部統制の整備及び運用状況について情報を集め、判断するものとする。

- 2 監査委員は、監査等の種類に応じ、内部統制に依拠する程度を勘案し、適切に監査等を行うものとする。

（監査調書等の作成及び保存）

第7条 監査委員は、監査等の計画、監査等の内容及び結果その他の監査委員が必要と認める事項を監査調書等として作成し、適切に保存するものと

する。

(情報管理)

第8条 監査委員は、監査等により入手又は作成した情報が意図せず外部に流出しないよう、情報管理を徹底するものとする。

2 監査委員は、監査等により入手した個人情報については、磐田市個人情報保護条例（平成17年磐田市条例第26号）に基づき適切に取り扱うものとする。

(品質管理)

第9条 監査委員は、監査等の実施が適切に行われるよう品質管理に努めるものとする。

2 前項の品質管理は、定期的に監査等の実施手続を評価し、見直しすることで行うものとする。

## 第2章 実施基準

(監査等の実施方針)

第10条 監査委員は、監査等の実施に当たって、監査等の方向性や重点項目等の実施方針を毎年度策定するものとする。

(監査等の計画の策定)

第11条 監査委員は、前条の実施方針に基づき、監査等を効果的かつ効率的に実施するため、監査等の計画を毎年度策定するものとする。

2 前項の監査等の計画のうち年間計画については、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 監査等の種類及び対象
- (2) 監査等の実施時期
- (3) 監査等の実施体制
- (4) その他必要と認める事項

3 第1項の監査等の計画のうち実施計画については、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 監査等の種類及び対象
- (2) 監査等の着眼点
- (3) 監査等の実施手続
- (4) 監査等の実施場所及び日程
- (5) 監査等の担当者及び事務分掌
- (6) その他必要と認める事項

4 前2項に規定する年間計画及び実施計画の策定に当たっては、リスクの内容及び程度、過去の監査結果、過去の監査結果に対する措置の状況、監

査資源等を総合的に考慮して定めるものとする。

(監査等の手続)

第12条 監査委員は、十分かつ適切な監査等の証拠を入手できるよう、監査等の項目ごとに重要性、危険性その他の諸要素を十分考慮して実施すべき監査等の手続を定めるものとする。

2 監査等の手続は、試査を原則とする。ただし、試査により異常の兆候を発見した場合等必要と認める場合は、追加の試査又は精査により実施するものとする。

3 前項の試査及び精査は、次に掲げるとおりとする。

(1) 試査 監査等の対象を適宜に抽出して調査し、全体の正否又は適否を判断するもの。

(2) 精査 監査等の対象を全て精密に調査し、その正否又は適否を判断するもの。

4 監査等を試査により実施する場合は、リスクを考慮してその範囲を決定するものとする。

(監査等の証拠入手)

第13条 監査委員は、監査等の結果を形成するため、必要な監査等の証拠を入手するものとする。

2 監査委員は、必要が生じた場合には、適宜監査等の手続を追加して必要な監査等の証拠を入手するものとする。

(監査等の手続の適用)

第14条 監査委員は、効果的かつ効率的に十分かつ適切な監査等の証拠を入手するため、照合、実査、立会、確認、質問等の手法について、最も合理的かつ効果的になるよう選択し、監査等の手続として適用するものとする。

2 前項の手法は、証拠力の強弱又は容易性を勘案し、当該手法を適宜組み合わせることなどにより適用するものとする。

(各種の監査等の有機的な連携及び調整)

第15条 監査委員は、各種の監査等が相互に有機的に連携して行われるよう調整し、監査等を行うものとする。

(弁明、見解等の聴取)

第16条 監査委員は、原則として監査等の結果に関する報告の決定の前に、当該監査及び検査の対象部局の長から弁明、見解等を聴取するものとする。

(報告の提出等)

第17条 監査委員は、監査又は検査を終了したときは、結果に関する報告を法令の規定により議会及び市長等に提出するものとする。

2 監査委員は、前項の監査の結果に関する報告については、当該報告に添

えてその意見を提出することができるとともに、当該報告のうち特に措置を講ずる必要があると認める事項については勧告することができる。

3 監査委員は、審査を終了したときは、意見を市長に提出するものとする。

4 監査委員は、監査等の結果に関する報告等の提出に当たり、住民が理解しやすいように平易かつ簡潔明瞭な表現とするよう努めるものとする。

(監査等の結果に関する報告等への記載事項)

第18条 監査等の結果に関する報告等には、原則として次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 本基準に準拠している旨
- (2) 監査等の種類
- (3) 監査等の対象
- (4) 監査等の着眼点
- (5) 監査等の実施内容
- (6) 監査等の結果
- (7) その他必要と認める事項

2 前項第六号の監査等の結果には、第3条に規定する監査等の種類及び目的に応じて必要と認める事項を記載するものとする。

(監査の処置内容)

第19条 監査委員は、監査の結果、適切な措置及び改善を要すると認める事項については、別表に掲げる区分により、処置するものとする。

(合議)

第20条 次に掲げる事項については、監査委員の合議によるものとする。

- (1) 監査の結果に関する報告、意見、勧告の決定
- (2) 審査に関する意見の決定
- (3) 求められた意見の決定

2 監査委員は、監査等の結果に関する報告の決定について、各監査委員の意見が一致しないことにより、前項の合議により決定することができない事項がある場合には、その旨及び当該事項についての各監査委員の意見を議会及び市長等に提出するとともに公表するものとする。

(報告等の公表)

第21条 監査委員は、次に掲げる事項を監査委員全員(監査等を実施しなかった監査委員を除く。)の連名で公表するものとする。

- (1) 監査の結果に関する報告の内容
- (2) 監査の結果に関する報告に添える意見の内容
- (3) 監査の結果に関する報告に係る勧告の内容

(措置状況の報告等)

第22条 監査委員は議会又は市長等に、適時、措置状況の報告を求めるよう努めるものとする。

2 監査委員は、議会又は市長等から、措置の内容の通知を受けた場合は当該措置の内容を公表するものとする。

### 第3章 雑則

(委任)

第23条 この基準に定めるもののほか、監査等に関し必要な事項は、監査委員が協議して定める。

附 則

この基準は、令和2年4月1日から施行する。

別表（第19条関係）

区 分	内 容	処 置
指 摘	財務に関する事務の執行及び経営にかかる事業の管理について、次の各号のいずれかに該当する事項又はその他特に指摘する必要があると認めるもの (1) 法令、条例、規則その他順守すべきルールに違反している事項 (2) 予算を目的外に支出している事項 (3) 著しく不経済な支出又は著しく損害を生じている事項 (4) 前回の監査等において、軽微な事項として口頭指示したが、改善が認められない事項	結果報告書により通知し、是正措置報告の提出を求める。結果報告書及び提出された措置報告は、公表する。
所 見 (要望)	指摘事項には該当しないが、組織及び運営の合理化に資するため、必要があると認められるもの	結果報告書により通知するが、是正措置報告の提出は求めない。結果報告書は公表する。
軽微な 事 項	指摘事項又は所見事項に該当しないもので、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるもの (1) 事務的な誤り 計算ミスその他の事務処理の誤りで、直ちに訂正できるもの (2) 単純な誤り 転記ミスその他の単純な誤りで、軽易なもの (3) 改善途中のもの 前回の監査等で指摘された事項で、是正途中のもの (4) 改善することが必要と思われるが検討を要するもの	口頭にて改善又は改善に向けた検討を求める。